



鳥取県公報

平成17年 9月20日(火)
第 7 7 2 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良事業の協議の適否の決定 (694) (耕地課) 1
	保安林の指定施業要件の変更予定 (2件) (695・696) (森林保全課) 1
	県道の路線の認定の一部改正 (697) (道路企画課) 2
	河川整備計画の決定 (698) (河川課) 3
	河川整備計画の変更 (699) (＃) 3
	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (700) (会計管理室) 3
公 告	平成17年度毒物劇物取扱者試験の合格者 (医務薬事課) 4
	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (森林保全課) ... 4

告 示

鳥取県告示第694号

鳥取市が行う土地改良事業 (団体営農村振興総合整備統合補助事業大和地区暗渠排水) の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の2 第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 9月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成17年 9月20日から同年10月10日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第695号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法 (昭和26年法律第

249号) 第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年9月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡南部町阿賀字大谷山1388の3、1388の4、落合字大悲ヶ谷山36の1から36の5まで、字切明255、字三本木屋敷256、258、259、掛相字金クソ谷山186の2、字フタ石山185の2、馬佐良字ニヶ竹1、2、字向谷235の1、字ヒジリキ58

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第696号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成17年9月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町茶屋字尻無シ2794、2795、2797、2799、2802、字長ウ子2803、2804

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第697号

昭和40年鳥取県告示第451号(県道の路線の認定について)の一部を次のように改正する。

平成17年 9月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
整理 番号	路線名	起 点	重要な経過地	整理 番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点				終 点	
30	赤碕大山 線	東伯郡琴浦町		30	赤碕大山 線	東伯郡琴浦町	西伯郡中山町
		西伯郡大山町				西伯郡大山町	

鳥取県告示第698号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、天神川水系加茂川河川整備計画を次のとおり定めたので、同条第6項の規定により告示する。

平成17年 9月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

「次のとおり」は省略し、その計画書を鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県中部総合事務所並びに三朝町建設水道課に備え置いて一般の縦覧に供する。

鳥取県告示第699号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき定めた日野川水系指定区間河川整備計画を次のとおり変更したので、同条第7項において準用する同条第6項の規定により告示する。

平成17年 9月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

「次のとおり」は省略し、その変更に係る計画書を鳥取県県土整備部河川課、鳥取県西部総合事務所及び鳥取県日野総合事務所並びに米子市建設部土木課、日吉津村建設産業課、南部町建設水道課、伯耆町建設課、日南町建設農林課、日野町地域整備課及び江府町建設環境課に備え置いて一般の縦覧に供する。

鳥取県告示第700号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成17年 9月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

廃止年月日	住 所	名 称
平成17年 9月11日	鳥取市若桜町41	株式会社 山陰合同銀行 鳥取南支店

公 告

平成17年 8月31日に実施した平成17年度毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

平成17年 9月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 一般毒物劇物取扱者試験

受験番号	3	4	5	6	7	11	13	14
	16	17	21	23	24			

2 農業用品目毒物劇物取扱者試験

受験番号	27	28	35	38	50	54
------	----	----	----	----	----	----

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成17年 9月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成17年 9月 2日付鳥取県告示第668号）の内容

（告示の内容）

（1）指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

田 辺 里 美	日野郡日南町萩原字大峠山240の1
河 内 道 正	日野郡日南町萩原字大ズリ798の1
宮 本 和 彦	"
西 村 重 孝	"
河 内 道 正	日野郡日南町萩原字大ズリ798の3
宮 本 和 彦	"
山 本 眞 由	"
西 村 重 孝	"
増 田 孝 男	"
宮 本 和 彦	日野郡日南町萩原字大ズリ798の5
西 村 重 孝	"
宮 本 和 彦	日野郡日南町萩原字大ズリ798の6

西 村 重 孝	〃
井下原 万 市	日野郡日南町河上字芋畑山1307の1 (次の図に示す部分に限る。)
秋 末 武	〃
西 村 政 芳	〃
西 村 竹 好	〃
長谷川 和太郎	〃
井下原 万 市	日野郡日南町河上字芋畑山1308
秋 末 武	〃
西 村 政 芳	〃
西 村 竹 好	〃
長谷川 和太郎	〃
柱 本 貞 徳	日野郡日南町上萩山字滑鉄山所1749の19
柱 本 哲	〃
柱 本 貞 徳	日野郡日南町上萩山字滑鉄山所1749の22
柱 本 哲	〃
柱 本 貞 徳	日野郡日南町上萩山字滑鉄山所1749の23 (次の図に示す部分に限る。)
伊 田 理 江	日野郡日南町上萩山字土橋山1939の3
秋 末 幸 男	〃
秋 末 朋 子	〃
長 尾 純 代	〃
川 田 房 蔵	日野郡日南町上萩山字土橋山1941
山 根 林	日野郡日南町上萩山字明谷山91の19
西 村 富 蔵	日野郡日南町茶屋字宇根道峠447の1 (次の図に示す部分に限る。)
坪 倉 虎太郎	〃
坪 倉 近 蔵	日野郡日南町茶屋字菜畑塔448
坪 倉 馬太郎	〃
渡 辺 幸太郎	〃
木 下 成 安	日野郡日南町茶屋字松田屋廻り807の1
早 田 勲	日野郡日南町茶屋字水上ミ808の6
渡 邊 利太郎	日野郡日南町茶屋字家ノ奥817の2
北 垣 松治郎	日野郡日南町茶屋字小糠子家古林878の1

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 日南町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課